

危機管理・健康福祉常任委員会 議事次第

令和8年7月2日(木)  
午後1時30分～  
於：第5委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案（質疑終結まで）

4 閉 会

# 令和8年6月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会 報告事項

(危機管理部)

- 包括外部監査結果に基づく措置状況について
- 京都府消防体制の整備推進計画の改定について

(健康福祉部)

- 包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和8年6月京都府議会定例会

# 危機管理・健康福祉常任委員会 報告事項

危機管理部

- ・ 包括外部監査結果に基づく措置状況について
- ・ 京都府消防体制の整備推進計画の改定について

# 包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 8 年 7 月 2 日

知事直轄組織（職員長）  
 危機管理部  
 総務部  
 総合政策環境部  
 文化生活部  
 健康福祉部  
 商工労働観光部  
 農林水産部  
 建設交通部  
 教育庁（指導部）  
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

## ■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p><b>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</b></p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する 1,024.17 m<sup>2</sup>の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する 5,100.06 m<sup>2</sup>の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和 8 年 3 月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p><b>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</b></p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備  京都府は、モバイル端末の配付や Office365 の導入等によりテレワーク環境が整備されている。  一方で、Web 開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった ICT 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課）  令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p><b>【府税事務所等のあり方について】</b></p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上  京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課）  京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてなお滞納している例の、大きく二つに分類される。  前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。  後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。  他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。  加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。  こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

## 令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり
- (2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>17 建物・施設の縮小・簡素化の検討（京都府立消防学校）</p> <p>京都府立消防学校は、二重行政の解消や連携強化のため、平成29年4月から、京都市消防学校と共同化し、京都府立消防学校が京都市消防学校内に移転して現在の形となった。府市連携による教育訓練の共同化により組織面での対応は一定の成果が認められる一方で、施設面では抜本的な修繕は行われず、老朽化が進んでいるのが現状である。</p> <p>常駐の職員はおらず、必要に応じて京都市南区上鳥羽の京都府立消防学校から職員が来校する体制となっている。本館と訓練施設に関しては消防団員の訓練と消防職員の一部訓練に利用されているものの、寮は維持コストに見合うだけの利用はされていないように思われる。</p> <p>今後の活用を検討するにあたり、八幡市や京都市伏見区の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練機能の確保が必要であることを考慮し、老朽化が進み、今後積極的な利用が見込めない建物は解体や大幅な規模の縮小・簡素化といった対応の検討が必要である。加えて訓練塔や水上訓練場（プール）といった訓練施設についても、不要なものに関しては解体等の対応を検討していただきたい。</p> <p>（報告書 248 ページ）</p>	<p>（消防学校）</p> <p>府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。</p> <p>現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。</p>
<p>18 災害用物資の倉庫等としての活用策の検討（京都府立消防学校）</p> <p>府道15号線（宇治淀線）という主要道路に面し、第2京阪道「久御山南」インターチェンジや京滋バイパス「久御山淀」インターチェンジに近い他、国道1号線や国道24号線へのアクセスは良好であり、車での移動には非常に便利な立地となっている。立地の優位性を考えた場合には、物流拠点としての利用が有力である。</p> <p>現在京都府では、災害時に必要となる物資を様々な施設に分散して保管している。本施設の車庫の一部は山城広域振興局が書庫として利用しているが、例えば、交通至便なこの場所に京都府で保管すべき災害用物資の保管を集約することで、管理コストの低減に資するほか、災害発生時に活躍する消防団員の訓練拠点と物資拠点を一致させることにより、有事の際の物資の分配計画等がスムーズに作成・実行することが可能となることから、災害時の物資拠点等としての活用を検討していただきたい。</p> <p>（報告書 248～249 ページ）</p>	<p>（消防学校）</p> <p>府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。</p> <p>現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。</p>

<p>19 立地を生かした活用方法の検討（京都府立消防学校）</p> <p>府道 15 号線（宇治淀線）の周辺には民間の物流施設が多数存在しており、物流施設を利用する大型トラックが往来している。京都府立消防学校は、八幡市や京都市伏見区の避難施設に指定されており、避難施設や訓練施設として必要なスペースを精査することは必要であるものの、財源確保の観点から、敷地の一部売却や、民間のロジスティクス施設向けに土地の貸付けといった様々な有効活用策の検討をしていただきたい。</p> <p>（報告書 249 ページ）</p>	<p>（消防学校）</p> <p>府立消防学校南部訓練拠点は、八幡市や京都市伏見区の地震時の避難場所に指定されていること、消防団員の訓練拠点として活用していることから、老朽化への対応として移転等を含めた検討が必要であると認識しているところ。</p> <p>現在、府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところであり、当施設の防災拠点としての活用を含め、規模の最適化や代替施設の確保等についても検討してまいりたい。</p>
<p>23 高地価である府有地における災害用備蓄倉庫の運営について（元近衛寮）</p> <p>現在、元近衛寮は災害用備蓄倉庫として使用されている。確かに、京都市の中心部に所在しており、京都府庁からも比較的近い場所に所在することから、便利な保管場所であることは理解できる。しかしながら、建物は旧洛東病院の寮として使用されていたもので、昭和 47 年の築造で築年数がすでに 50 年以上を経過しており、いざ地震等の災害が生じた際には建物自体が被害を受ける恐れがある。</p> <p>また、機能面においても、元々寮だったことによる狭小な間取りや、普段は利用していないことによる湿気等といった環境面から勘案して、物資の搬出入や保管といった面からは適していない状況にあると言え、府有財産利活用の観点からは見直しの検討が必要と考える。さらに、視察時に感じたことであるが、普段は建物に出入りがないことから、建物の外側に植物が絡みついて異様な外観となっており、近隣には中学校や住宅もあることから、治安・防犯上の観点から問題があると考ええる。</p> <p>そもそも、当該土地の価値は大変高く、現状の利用状況では府有財産が有効に活用されているとは考えにくい状況にある。そこで、まずは建物の解体撤去を検討するとともに、さらなる公的な有効活用を調査・検討し、そのようなニーズがなければ民間への売却も含めて検討いただきたい。</p> <p>（報告書 293 ページ）</p>	<p>（災害対策課）</p> <p>元近衛寮は京都市街地の貴重な備蓄拠点であり、今後もその機能は維持する必要がある一方で、現建物は寮構造のため搬出入効率が低く、迅速に搬入出を行うためには高額な設備投資が必要であることなど、課題があると認識しており、現在、当施設を含めた府全体の備蓄倉庫の配置等にかかる課題整理を行っているところ。</p> <p>当該土地の価値も踏まえ、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームとも連携し、調整してまいりたい。</p>

# 京都府消防体制の整備推進計画の改定について

令和 8 年 7 月  
危機管理部

## 1 現行計画

### 京都府消防体制の整備推進計画（令和 3 年 7 月策定）

計画期間	令和 3 年度～令和 1 2 年度	全体計画期間
前期	令和 3 年度～令和 7 年度	現行計画
後期	令和 8 年度～令和 1 2 年度	今回策定

## 2 改定の背景・趣旨

- 令和 3～7 年度の 5 年間の推進計画達成状況を反映
- 令和 6 年 3 月に改正された総務省消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」  
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の内容を反映

## 3 現行計画の主な項目及び改定の概要

項目	改定の概要（下記を明記）
消防指令センターの共同運用	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和 6 年度から「京都府中・北部地域消防指令センター」が共同運用開始 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">達成済</span></li><li>・南部消防指令センターについては、令和 9 年度に第 1 期、令和 1 2 年度に第 2 期の運用開始を予定 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">予定通り進捗</span></li></ul>
消防（防災）ヘリコプターの広域的運用	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都市及び府内市町村と連携し府内の航空消防防災体制の更なる強化を図る。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R8 予算措置</span></li></ul>
「中心消防本部」の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防広域化重点地域の指定については、関係市町村の意見も聞きながら、検討・協議を優先的に進める必要がある。</li><li>その場合は、<u>地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」の設定について検討する。</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国の改正を反映</span></li></ul>

## 4 消防体制のあり方検討会

令和 8 年 3 月 1 6 日に開催。開催にあたって各消防本部に意見照会し、検討会で審議。

**「京都府消防体制の整備推進計画」  
(改定版)**

令和8年 月  
京 都 府

# 目 次

<b>I 市町村消防の現況及び将来の見通し</b> .....	1
1.1 市町村の消防の現況 .....	1
1 消防本部の現況 .....	1
2 消防の活動状況等 .....	1
3 消防力の実情 .....	2
4 消防の対応力の状況 .....	2
1.2 消防を取り巻く環境の変化 .....	3
1 災害や事故の多様化、大規模化等 .....	3
2 人口減少時代の到来 .....	4
<b>II 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</b> .....	5
2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯 .....	5
1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定 .....	5
2 消防の広域化に関する基本指針の改正 .....	5
3 市町村の消防の連携・協力 .....	5
4 本府におけるこれまでの取組 .....	6
2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方 .....	6
1 消防の広域化及び連携・協力の必要性 .....	6
2 消防の広域化及び連携・協力の考え方 .....	6
2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間 .....	7
1 本計画の位置づけ .....	7
2 後期計画 .....	7
3 長期目標 .....	8
2.4 広域化及び連携・協力の進め方 .....	8
2.5 消防団の活動活性化 .....	8
<b>III 消防の充実強化について</b> .....	9
3.1 消防指令センターの共同運用 .....	9
1 基本的な方向性 .....	9
2 後期計画における消防指令センターの共同運用 .....	9
3 長期目標における消防指令センターの共同運用 .....	9
3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備 .....	9
1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進 .....	9
2 消防車両等の共同整備 .....	10
3.3 その他の連携 .....	10
1 連携内容 .....	10
2 検討体制 .....	11
3 これまでの連携実績 .....	11
3.4 消防本部の広域化 .....	11
1 将来の広域化のあり方 .....	11
2 特定小規模消防本部に対する対応 .....	11
3.5 消防広域化重点地域の指定 .....	11
<b>IV 消防広域化及び連携・協に伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項</b> .....	12
4.1 消防体制の整備 .....	12
4.2 関係市町村間の協議 .....	12

4.3	消防の広域化及び連携・協力に伴う体制整備のために考えられる方策 …	12
1	一部事務組合方式（協議会方式）による場合 ……	12
2	事務委託方式による場合 ……	13
3	内部組織の共同設置方式による場合 ……	13
<b>V</b>	<b>市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項 ……</b>	<b>14</b>
5.1	消防団との連携確保 ……	14
5.2	市町村防災・国民保護担当部局との連携確保 ……	14
<b>VI</b>	<b>消防体制の充実強化のための必要な措置 ……</b>	<b>15</b>
6.1	消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置 ……	15
1	消防指令センターの共同運用に関する課題の調整・情報提供等 …	15
2	消防の広域化に関する助言・情報提供等 ……	15
6.2	整備推進計画の進行管理等 ……	15
1	適切な進行管理 ……	15
2	状況の変化に応じた計画の変更 ……	15
6.3	消防団の活性化のための事項 ……	16

# I 市町村消防の現況及び将来の見通し

## 1.1 市町村の消防の現況

### 1 消防本部の現況

京都府内（以下「府内」という。）では、平成13年4月1日に、乙訓地域の2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）の消防本部が合併して乙訓消防組合消防本部が発足し、府内の消防本部数は15となりました。その後の市町村合併により一部事務組合が単独消防になる等の結果、単独設置11本部、一部事務組合4本部となり、全ての市町村において、常備消防体制が確立されています。

消防本部の管轄人口で見ると、府内15消防本部のうち、30万人以上の規模を有するのは京都市消防局のみとなっており、人口10万人以上30万人未満は3消防本部、10万人未満（以下「小規模消防本部」という。）は11消防本部となっています。

また、消防職員の数、府内全体で3,317人（令和7年4月1日現在）です。

### 2 消防の活動状況等

#### (1) 火災発生状況

令和6年中の府内の火災発生件数は、551件で、過去5年間の傾向を見ると、令和2年から令和3年にかけて減少していましたが、その後は増加傾向にあります。

また、人口1万人当たりの出火件数は、2.21件で、全国平均の2.97件と比較して低い状況にあります。

#### (2) 救急出動状況

令和6年中の府内における救急出動件数は、168,960件で、前年に比べ1.5%の増加となっています。

過去5年間では31.4%の大幅な増加となっています。

#### (3) 救急活動の所要時間

令和6年中における、救急隊の現場到着所要時間は平均7.9分（全国平均9.8分）、また、病院収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は平均34.3分（全国平均44.6分）となっており、全国平均と比較し、迅速な病院搬送が行われている状況です。

#### (4) 防火対象物数

防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で89,027件（令和6年4月1日現在）であり、令和2年に比べて0.1%の増加となっています。

なお、地域によりその分布には大きな差があります。

### 3 消防力の実情

市町村が火災の鎮圧や傷病者の救急搬送業務、更には事故や災害現場での人命の救助等を確実に遂行し、消防組織法（以下「組織法」という。）に定める消防責任を十分に果たすために、必要な施設及び人員の水準として、「消防力の整備指針」（最終改正：令和6年3月29日付け消防庁告示第8号）（以下「整備指針」という。）が定められています。

市町村は、必要な施設及び人員の水準を、この整備指針を基に地域の実情を加味して自ら決定し、計画的に消防体制の整備を進めています。

#### (1) 消防職員

府内の消防職員数（3,317人）を人口1,000人当たりで見ると1.324人（全国平均1.375人）となり、全国平均レベルの職員数を下回っています。

また、整備指針に基づく充足率（令和7年4月1日現在）は84.9%で、基準数に対して約600人が不足している状況ですが、高機能な資機材・装置の導入、部隊の連携等による基準の緩和、各消防本部の相互応援体制の確立等によって、人員の不足は、一定補完されています。

#### (2) 消防車両

消防ポンプ自動車は、全ての消防本部に配備されているものの、整備指針に基づく充足率では、91.2%です。

救急自動車は、全ての消防本部に配備されており、その充足率は92.9%です。

救助工作車は、全ての消防本部において配備がされているところですが、1消防本部を除き14消防本部で充足されている状況です。

はしご自動車は、全ての消防本部において配備を要し、そのうち11消防本部で充足率が100%に達しています。一方、4消防本部では配備されておらず、実際の災害対応に必要となった場合には、他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況にあります。

#### (3) 消防費

令和5年度の消防本部における消防費決算額と各構成市町村における一般会計決算額に占める府内平均割合は、2.9%となっています。

全国平均の2.9%とほぼ同様の状況にあります。

また、令和5年度における府民一人当たりの消防費決算額の平均は、16,500円（全国平均16,846円）となっており、全国平均より低くなっています。

なお、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

### 4 消防の対応力の状況

#### (1) 部隊運用の状況

通常の火災等災害時の消防隊等の運用（出動）状況は、大規模な消防本部ほど運用台数が多く、消防本部の規模が小さくなるほど少なくなる傾向があります。特に中高層建築物や大規模工場等特殊な災害への対応力は、出動可能台数が少ない小規模な消防本部ほど小さくなります。

また、現場から最も近い地点にいる部隊を選定して出動させるシステム（直近指令システム）を導入し、運用している消防本部は7消防本部となっています。

救急対応についても、消防本部の規模が大きいほど日常の運用救急隊の数が多く、救急救命士の乗組割合や救急隊員の専従割合も高くなります。このため、消防本部の規模によって救急隊の対応力にも一定の差が認められます。

## (2) 予防業務の高度化及び専門化の状況

火災を未然に防ぎ、被害を最小限にするためには、建物の消防法令違反の状況をしっかりチェックし、違反を認めた場合には、必要な是正指導を行うことが重要です。

府内の14消防本部では管内の防火対象物に対して予防専任職員が携わっていますが、1消防本部では、査察、指導に携わる専任職員の確保が困難な状況です。

また、複雑多様な火災等の発生原因や延焼拡大経路、消防用設備の起動状況等を科学的に究明し、火災による損害、特に、悲惨な焼死者の発生防止等広範な火災予防対策を樹立するためには、火災原因調査業務についても高度な知識と技術を要求されます。

しかしながら、専任調査員が配置されているのは2消防本部にとどまり、多くは消防隊員が兼務している状況となっています。今後、火災調査員の養成等の充実を図ることが課題です。

## (3) 通信技術高度化への対応

119番通報への迅速な対応のために有効な、通報場所を自動的に示す発信地表示システムは、全消防本部で導入されていますが、そのうちGPSを活用した消防車両の動態管理システムが導入されているのは14消防本部となっています。

## 1.2 消防を取り巻く環境の変化

### 1 災害や事故の多様化、大規模化等

これまでも消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、地域事情の変化に応じて、消防力の整備強化を図ってきましたが、近年は、災害や事故が多様化、大規模化している他、予期できない新興感染症等への対応、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災

害等新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は、さらに大きく変化しています。

## 2 人口減少時代の到来

京都府の人口は、平成 16 年までは増加傾向が続いたものの、平成 17 年からは減少傾向に転じ、令和 8 年 1 月の推計人口は、250 万 3,355 人となっています。今後も人口の減少が続き、令和 12 年には約 246 万人になると予測されています。

一方で、京都府の総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合（高齢化率）は、令和 5 年で 29.5%となっており、令和 2 年国勢調査の 28.7%、平成 27 年国勢調査の 27.5%と比べて、確実に高齢化が進行しています。

このことから、高齢者人口の増加に伴う急病等の救急出動は増加することが予測されますが、「整備指針」の基礎となる消防本部の管轄人口は減少することから、将来的に大きな影響が出てくると考えられます。

さらに本格的な人口減少社会の到来により、消防本部とともに地域の防火・防災を担っている消防団員の確保に関しても大変懸念される要素となります。

以上のような社会情勢から、今後は、常備消防体制の充実が求められるとともに、従来から地域密着型で活動している非常備の消防団においては、より地域との連携を深めた活動が必要になると考えられます。

## Ⅱ 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯

#### 1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定

総務省消防庁は、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の充実・強化を図る必要があるとして、都道府県の役割を明確化し、市町村が、関係機関等と十分な議論ができるよう、組織法を改正するとともに、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を、平成 18 年に策定しました。

この中で、都道府県は、平成 19 年度までに消防広域化推進計画を策定することとされ、市町村は、同計画に基づき平成 24 年までに広域化を実現することとされました。

#### 2 消防の広域化に関する基本指針の改正

その後、平成 25 年に基本指針が改正され、広域化の期限は平成 30 年 4 月 1 日まで延長され、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、平成 30 年 4 月時点においても、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部が全体の 6 割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として解決されていないとされました。平成 30 年に再度、基本指針が改正され、広域化の期限が令和 6 年 4 月 1 日まで延長された上で、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることが定められました。

さらに、令和 6 年に基本指針が改正され、市町村は、令和 11 年 4 月 1 日を期限として、自主的に消防の広域化に取り組むこととされました。

#### 3 市町村の消防の連携・協力

総務省消防庁は、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を平成 29 年 4 月に策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要な消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとし、その推進方策や具体例等を示しました。

また、平成 30 年 4 月には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めることや、連携・協力の推進期限を消防の広域化の期限と同じ令和 6 年 4 月 1 日とすることなどを内容とする、指針の改正が行われました。

さらに、令和 6 年 4 月に、都道府県の推進計画に位置付けることが望ましい連携・協力として、7つの類型を示すことや、消防の広域化の推進期間も踏まえ、連携・協力の推進期限を令和 11 年 4 月 1 日までとすることなどを内容とする改正が行われました。

#### 4 本府におけるこれまでの取組

京都府では、平成 21 年 3 月に「京都府消防体制の整備推進計画」を策定し、住民サービス、財政運営などの観点から有効である消防指令センターについて、京都府を北部・京都市・南部の 3 ブロックに区分し、ブロック単位で共同設置すること、京都府南部地域の二つの町単独消防本部（久御山町及び精華町）の規模拡大を図ることなどを掲げました。

消防指令センターについては、前期計画において「優先的に進める事項」として定めており、亀岡市以北の 6 消防本部で令和 6 年度から共同運用が開始され、京都市及び南部の 9 消防本部においても、令和 9 年度から第 1 期、令和 12 年度から第 2 期の共同運用開始に向けて、協議・調整が進められています。

また、小規模単独消防本部の規模拡大についても、関係する市町村において、地理的要因や経済的なつながり等を勘案しつつ、検討を進めてきました。

## 2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方

### 1 消防の広域化及び連携・協力の必要性

府内 15 消防本部のうち、11 消防本部が、基本指針に定める小規模消防本部に位置付けられます。こうした小規模消防本部では、管轄区域において、大規模な災害や救急及び火災事案等が同時発生した場合、職員の非常招集や隣接する消防本部の応援要請などの緊急対応が必要になると考えられます。

さらには、人員配備や財政運営面においても、柔軟性に乏しいという課題があります。

初動体制の充実や近隣消防本部の応援出動に頼らない消防体制の確立、さまざまな災害に対応した車両及び資機材を確保するための財政規模の拡大等の課題は、この小規模消防本部において多く見受けられる状況にあります。

とりわけ、消防吏員数が 50 人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）においては、これらの課題はより深刻であると考えられます。

さらに、今後の人口減少や高齢化の進行などの社会情勢によっては、その他の消防本部においても、同様の課題が顕在化することが考えられ、将来的な見通しを立てながら府内の消防の広域化を進めていく必要があります。

### 2 消防の広域化及び連携・協力の考え方

京都府では、消防の広域化及び連携・協力については、消防力の強化により、住民サービスの向上を図るとともに、これからの高齢化社会や災害の激甚化及び多様化に対応できる体制づくりのため、次のことについて、

推進することとします。

- (1) 消防本部の広域化
- (2) 消防指令センターの共同運用
- (3) 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用や消防車両の共同整備
- (4) その他の連携・協力

なお、こうした消防の広域化及び連携・協力を進めるには、管轄面積の広狭、道路事情、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、更には人口動態等、府内における地域事情などを十分に考慮した上で、自主的な市町村の消防体制の充実・強化を検討する必要があります。

また、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力を確保・充実していくことが求められます。

このため、京都府においても、連携・協力の推進が将来の広域化につながるとの認識の下、地域の実情に応じて、できるところから連携・協力を積極的に推進することとします。

## 2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間

### 1 本計画の位置づけ

府内の消防本部が、将来にわたり京都府民の安全・安心を守る消防力の充実・強化を図るためには、積極的に消防の連携・協力を進めるとともに、その効果や実績を踏まえた消防の広域化が必要であることから、京都府は、国の基本指針の改正を踏まえ、関係市町村間の合意形成や調整、課題解決のための支援等について、積極的に役割を果たすとともに、自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組むことを目的として、この計画を策定するものとします。

また、広域化や連携・協力の実現に向け、京都府総合計画における令和22年（2040年）の将来像を踏まえながら、計画・目標を設定するとともに、取り組むべき事項についての基本的な方針を定めることとします。

### 2 後期計画

- (1) 計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間
- (2) 優先的に進める事項

#### ア 消防指令センターの共同運用

京都市・南部地域において、消防指令センターの共同運用を具体的に推進

##### 第1期 令和9年4月～

京都市消防局、京田辺市消防本部、久御山町消防本部、精華町消防本部、乙訓消防組合消防本部、

##### 第2期 令和12年4月～

宇治市消防本部、城陽市消防本部、八幡市消防本部、相楽中部

## 消防組合消防本部

### イ 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用

府内の航空消防防災体制の更なる強化のため、近隣府県との連携等について検討を進める。

### ウ 消防広域化重点地域の指定等

### エ その他の連携・協力の調整

## 3 長期目標

(1) 目標期間：令和3年度から令和12年度までの10年間

(2) 優先的に進める事項

将来的な府内全消防本部による消防指令センターの一体的な共同運用を目指し、実現に向けた調整を実施

## 2.4 広域化及び連携・協力の進め方

(1) 課題ごとに関係市町村等で構成する検討組織等を設け、京都府も積極的に参加し、調整を図ります。

(2) 後期計画期間においては、可能な範囲・組合せで広域化や各種連携・協力の検討を進めることとし、最終的な府内全消防本部による一体的運用も想定しながら、様々な分野で段階的な連携も考慮しつつ進めます。

具体的には、消防指令センターの共同運用について優先的に検討を進めるとともに、消防（防災）ヘリコプターの広域的運用、消防車両等の共同整備、資機材等の共同購入、特定業務での連携などについて、あわせて検討・調整を進めます。

## 2.5 消防団の活動活性化

消防団は、常備消防と連携を取りながら、それぞれの地域において、火災、地震や風水害などの近年複雑多様化する各種の災害に地域密着型の活動を行っていますが、消防団員数の減少や団員の高齢化の進行により消防団活動の低下が懸念され、特に非常時の地域防災体制の確保が求められています。

また、都市部への人口流入や農村部の過疎化など、様々な社会環境の変化や地域毎の社会特性に応じた消防団活動を実施していく必要があります。

今後、消防団員の確保や消防団活動の活性化を図っていくためには、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月制定）や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について（令和8年1月27日付消防地第36号）の趣旨等もふまえ、各市町村は京都府と連携し、地域防災力の充実強化や消防団活動の活性化に取り組んでいく必要があります。

### Ⅲ 消防の充実強化について

#### 3.1 消防指令センターの共同運用

##### 1 基本的な方向性

- (1) 最終（将来）的には、府内全消防指令センターの一体的な共同運用を目指します。
- (2) 後期計画期間において、京都府南部消防指令センター（1消防局・8消防本部 8市7町1村）の共同運用を推進します。
- (3) 消防力の向上を図るとともに、中長期的な管理運営や行財政上における影響も考慮し、消防本部間で幅広く検討します。
- (4) 京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターとの連携のあり方についてもあわせて検討します。

##### 2 後期計画における消防指令センターの共同運用

- (1) 京都府南部消防指令センターの共同運用  
令和5年に「京都府南部消防指令センター協議会」が設置され、京都市・南部地域において、令和9年度の第1期、令和12年度の第2期の共同運用開始に向けて、具体的な検討が進められています。
- (2) 京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターの連携のあり方  
ア 京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターとの連携のあり方や、消防救急デジタル無線の共同整備等についても検討します。  
イ 消防（防災）ヘリコプター、高所カメラ及びその他の情報ツールを活用した府内一円の災害情報等の共有についても、並行して検討します。

##### 3 長期目標における消防指令センターの共同運用

後期計画期間での共同運用の進捗状況をふまえ、京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターの連携等、府内の消防指令センターの一体的な共同運用に向けた具体的な検討・調整を行います。

#### 3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備

##### 1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進

- (1) 平成30年4月、京都府消防長会に「消防（防災）ヘリコプターの活用に係る研究会」を設置し、消防ヘリの有効性や、広域的活用について検討が進められました。令和5年度には、「消防（防災）ヘリコプターの広域的運用のあり方検討委員会」を設置し、必要な検討及び京都市消防局と協議を進めてきました。令和8年度以降は、京都市及び府内市町村

と連携し、府内の航空消防防災体制の更なる強化を図ります。

- (2) 災害の多様化・広域化への更なる対応が求められる中、府内の航空消防防災体制強化のため、近隣府県との連携等について、さらに具体的な協議を進めます。
- (3) 応援協定に基づく連携活動の有効性を高めるため、合同訓練等の取り組みを継続して実施します。

## 2 消防車両等の共同整備

複数の消防本部で共同整備することで、より広域的に高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

- (1) 整備が想定される車両等  
はしご車、化学消防車、その他の特殊車両
- (2) 共同整備の手法  
協定等
- (3) これまでの共同整備実績
  - ・相楽中部消防組合と奈良市消防局において、はしご車を共同整備し、令和2年11月から運用を開始
  - ・舞鶴市消防本部と綾部市消防本部において、はしご車を共同整備し、令和7年4月から運用を開始

## 3.3 その他の連携

### 1 連携内容

- (1) 広域応援体制の強化  
京都府広域消防相互応援協定の見直し等
- (2) 資機材等の共同購入（車両以外）
  - ア 消防資機材
  - イ 救急資機材
  - ウ 備蓄物資
  - エ 緊急消防援助隊に係る資機材や食料等
- (3) 特定業務の連携
  - ア 火災調査業務、
  - イ 予防業務
  - ウ 危険物業務
  - エ 外国の方等への多言語対応
  - オ 高度・専門的な違反処理
  - カ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置
  - キ 専門的な人材育成の推進
  - ク 訓練の定期的な共同実施
  - ケ 現場活動要領の統一

## 2 検討体制

検討項目の内容に応じて、府内全体で検討を行います。

## 3 これまでの連携実績

- (1) 【覚書】京都救命指示センター（H7～）
- (2) 【協定】消防学校の共同化（H29～）
- (3) 【協議会】救急安心センターきょうと（R2～）
- (4) 【計画】京都府消防広域応援基本計画（第3次）（R元. 11月改定）
- (5) 【協定】京都府広域消防相互応援協定書（H19～）（R2.3月改定）
- (6) 【協議会】京都府中・北部地域消防指令センター（R6～）

### 3.4 消防本部の広域化

#### 1 将来の広域化のあり方

消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力の強化に繋がるとともに、人員配備、財政運営等の観点から望ましいとされていることから、京都府においても、将来的に府内全体を一つの消防組織とした構想を検討するため、まずは、消防本部の広域化を実施できる地域について対象市町村の組合せや時期も含め、段階的に検討・協議を進めることとします。

消防指令センターの共同運用や、広域応援体制の強化など、府内の消防本部間の連携・協力体制を強化していく中で、組合せ等の検討を進めます。

#### 2 特定小規模消防本部に対する対応

基本指針において、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合がある。」とされておりますが、他府県では、感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態も発生しています。

特に、特定小規模消防本部においては、これらの課題が喫緊の課題であるため、消防力の充実強化について、優先的に進める必要があります。

### 3.5 消防広域化重点地域の指定

消防広域化重点地域の指定については、特定小規模消防本部を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けた、検討・協議を計画期間に優先的に進めていきます。

その場合には、国の基本指針において新たに示された、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」の設定について検討します。

## IV 消防広域化及び連携・協力の伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 4.1 消防体制の整備

消防の広域化においては、その効果を十分に発揮することができるよう、規模拡大後の消防本部では一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

また、管轄する面積の拡大に対応して、消防本部と消防署間の連絡調整、災害防衛活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑で適正な執行を確保することが必要です。

さらに住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長に委任することも有効と考えます。

連携・協力においては、各消防本部の消防力・消防需要の現況や将来的な課題を見極め、効率的な施設整備や人員配置等を行うことが必要です。

### 4.2 関係市町村間の協議

消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合、又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）の間での意思疎通及び情報共有が円滑に行われることが重要です。

このため、構成市町村等間で十分協議のうえ合意形成を図り、広域化後の消防の運営方式を決定する必要があります。

連携・協力は、地域の実情や地理的な状況等を考慮しつつ、関連する市町村等における消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、どのような連携・協力が可能であるかを、広い視野で検討することが求められます。

### 4.3 消防の広域化及び連携・協力の伴う体制整備のために考えられる方策

消防の広域化及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保のためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要であり、一部事務組合、事務委託又は内部組織の共同設置の規約や規程等において定めることが有効であると考えられます。

#### 1 一部事務組合方式（協議会方式）による場合

- (1) 経常的経費、投資的経費の構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的な考え方やルール
- (2) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- (3) 中期計画、長期目標としての消防力の整備計画
- (4) 部隊運用、指令管制等に関する計画
- (5) 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み

- (6) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み

## 2 事務委託方式による場合

- (1) 委託料に係る基本的な考え方やルール
- (2) 構成市町村等の長と、消防長又は消防団長とが緊密に連携し、相互連絡や情報共有できる体制の構築のための計画
- (3) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み

## 3 内部組織の共同設置方式による場合

- (1) 代表団体及び構成団体について
- (2) 職員の任用、身分の取り扱い給与、教育訓練等に関する計画
- (3) 構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的な考え方やルール
- (4) 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、所掌事務や消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み

## V 市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項

### 5.1 消防団との連携確保

消防団は、先に述べたように地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防本部の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」に基づき、原則として一市町村に一団置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化した消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- (1) 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- (2) 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- (3) 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- (4) 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

### 5.2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるとともに、関係部局・機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者において実施することが必要です。

また、地域の実情に応じて規模拡大後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。

なお、具体的には次のような方策が考えられます。

- (1) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- (2) 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- (3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- (4) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- (5) 総合的な合同防災訓練の実施
- (6) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- (7) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる 24 時間体制の確保

## VI 消防体制の充実強化のための必要な措置

### 6.1 消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置

消防指令センターの共同運用をはじめとする連携・協力及び消防の広域化について、関係する市町村において十分に議論が尽くされるよう、京都府は必要な情報の提供を行うとともに、市町村からの求めに応じて必要な調整を行うなどの支援を実施していきます。

また、消防の広域化や連携・協力の必要性や効果等について、京都府民や関係者に対する情報提供、普及啓発等を行います。

#### 1 消防指令センターの共同運用に関する課題の調整・情報提供等

(1) 消防指令センターを共同運用する場合において、既存の施設との調整等、共同運用の具体化のための課題の調整を行うとともに、各消防本部の意向を伺いながら、共同運用の課題を協議するために関係市町村等で構成する検討組織等に積極的に参加し、調整を図ります。

また、連携・協力の推進に関する制度、先進事例や留意事項等について、必要な情報を積極的に提供するとともに、国の事業を活用した調査研究の実施等の支援を行います。

(2) 共同運用の実現に向けて、財源の確保及び各種の情報提供等について、積極的に国に要望していきます。

#### 2 消防の広域化に関する助言・情報提供等

(1) 市町村等からの要請に基づき、国のアドバイザー制度を積極的に活用し、消防本部の規模拡大の具体化に向けた協議を支援します。

(2) 消防の広域化を図るには、組織法第34条に規定する広域消防運営計画を、関係する市町村間において策定する必要がありますが、その策定に向け、個別具体的な課題等への助言や、消防の広域化に伴う有効な事例の情報を提供します。

### 6.2 整備推進計画の進行管理等

#### 1 適切な進行管理

京都府は、本計画を推進するため、市町村の取組状況や国等の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努めるものとします。

また、この計画を実効性のあるものとするため、消防の広域化や連携・協力を推進するための検討組織に積極的に関与するとともに、検討・検証への支援を行います。

#### 2 状況の変化に応じた計画の変更

京都府は、消防の広域化及び連携・協力について、交通事情や道路環境、

災害の特性、消防需要など、地域の実情や状況に変化が生じた場合等には、計画期間中においても、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、必要に応じて本計画を改定するものとします。

### 6.3 消防団の活性化のための事項

常備消防の充実強化と併せて、消防団をより活性化することによって地域防災力を強化し、地域に密着した消防防災体制の中核的存在として相応しい活動が展開できるよう、京都府は必要な支援を行います。

- (1) 消防団員を確保し、消防団活動の活性化に向けた取り組みを推進します。
- (2) 消防団に対する企業や家族の理解を促すとともに、活動環境の整備や処遇改善を図り、円滑な消防団活動を支えます。
- (3) 地域特性に着目した消防団体制の整備・向上を図ります。
- (4) 激甚化及び多様化する災害に対応するための消防団の装備の充実を図ります。
- (5) 消防団員の教育・訓練の改善により、消防団の強化を図ります。
- (6) 地域における他の組織との連携や新たな支援組織の育成を図ります。

# 令和8年6月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会提出資料

## (報告事項)

- 1 包括外部監査結果に基づく措置状況について

..... 1

健康福祉部

# 包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 8 年 7 月 2 日

知事直轄組織（職員長）  
 危機管理部  
 総務部  
 総合政策環境部  
 文化生活部  
 健康福祉部  
 商工労働観光部  
 農林水産部  
 建設交通部  
 教育庁（指導部）  
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

## ■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p><b>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</b></p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する 1,024.17 m<sup>2</sup>の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する 5,100.06 m<sup>2</sup>の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和 8 年 3 月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p><b>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</b></p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備  京都府は、モバイル端末の配付や Office365 の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web 開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった ICT 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課）  令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p><b>【府税事務所等のあり方について】</b></p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上  京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課）  京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてなお滞納している例の、大きく二つに分類される。</p> <p>前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。</p> <p>後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。</p> <p>他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。</p> <p>加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。</p> <p>こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>22 長寿命化を図るための中長期修繕計画の検討（京都府精神保健福祉総合センター）</p> <p>京都府精神保健福祉総合センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく機関として、京都府精神衛生総合センター基本構想に基づき当地に新設されたものである。令和元年度から令和5年度の年平均修繕費は、2,850千円と、現時点では、それほど多くの修繕費がかかっていない。しかし現在のところ、耐震診断の対象外でもあることから、耐震診断は実施されていない状況である。また、中長期的な長寿命化への具体的なプランニングはされていないとのことである。随時修繕が必要な箇所を見回りながら、必要な修繕については、随時予算化しているとのことである。基本的な所管業務については、設置当初から変わっておらず、法律による設置義務のある機関として、同地においてなるべく長く使用するのが施設運営の基本的方向性であると考えられる。しかし、法定耐用年数が50年のところ、42年経過しており、長寿命化するためには、センターの担当者による通常修繕の必要性の把握と予算化による措置だけでは、十分ではない可能性がある。よって、ファシリティマネジメントの観点から、当該施設をあと何年使うのか、中長期的な修繕計画をどう考えるのかなどについて、検討していただきたい。</p> <p>（報告書 283～284 ページ）</p>	<p>（障害者支援課）</p> <p>精神保健福祉総合センター庁舎については、建物の維持・管理を目的とした修繕を随時行っており、修繕箇所については修繕業者に法定耐用年数程度まで利用できることを確認しているところ。</p> <p>今回の意見も踏まえ、今後は、維持・管理を目的とした修繕に並行し、法定耐用年数経過後の使用を見据えた中長期的な修繕計画の策定を検討してまいりたい。</p>

## 危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

議案番号	件名
5	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件
6	京都府立学校授業料等徴収条例等一部改正の件

# 令和8年6月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会提出資料

## (付託議案)

- 1 第5号議案 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件  
..... 1
- 2 第6号議案 京都府立学校授業料等徴収条例等一部改正の件  
..... 2

健康福祉部

## 第5号議案 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件

### 1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 幼稚園型認定こども園等及び幼保連携型認定こども園の1学級の園児又は子どもの数の上限を、原則35人から原則30人に引き下げることにした。
- (2) 教育及び保育に従事する職員の配置基準について、理学療法士等又は看護師等であって、子育てに関する知識及び経験を有する者を、それぞれ1人に限り、幼稚園型認定こども園等に置かなければならない保育士の資格を有する者及び幼保連携型認定こども園に置かなければならない者とみなして算定することができることにした。
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級ごとに1人以上配置しなければならない保育教諭等の職種に主務保育教諭を、同園に配置するよう努めなければならない職員の職種に主務養護教諭をそれぞれ追加することにした。
- (4) 満3歳以上満4歳未満の園児及び子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する配置基準に係る経過措置について、当分の間としている期間を令和10年3月31日までとすることにした。
- (5) その他所要の規定整備等を行うことにした。

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
公布の日
- (2) 経過措置  
2の(1)について、所要の経過措置を設けることにした。

## 第6号議案 京都府立学校授業料等徴収条例等一部改正の件

### 1 改正の理由

京都府立看護学校の新校舎及び新学生寮の供用開始に伴い、授業料の改正等関係条例の改正を行うもの。

### 2 改正条例及び改正内容

#### (1) 京都府立学校授業料等徴収条例

看護学校整備等に伴う授業料等の改正

	授業料	入学検査料	入学料
改正前	118,800 円 (年額)	2,200 円	5,650 円
改正後	228,000 円 (年額)	20,000 円	100,000 円

#### (2) 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例

授業料等の改正に伴い修学資金の貸与範囲を改正

改正前	授業料・入学料
改正後	授業料・入学料・実習費・学生寮費

#### (3) 京都府立看護学校条例

ア 所在地変更に伴う設置地番の改正

イ 学生寮の設置規定の新設

ウ 学生寮使用料及び駐車場使用料の新設

(学生寮使用料：月額 30,000 円、駐車場使用料：月額 4,000 円)

### 3 施行期日

#### (1) 京都府立学校授業料等徴収条例

令和9年4月1日。ただし、入学検査料については公布の日。

なお、現在、看護学校に在学している者については、改正前の額を適用する経過措置を規定。

(2) 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例

令和9年4月1日。ただし、学生寮費は令和8年8月1日。

(3) 京都府立看護学校条例

令和9年4月1日。ただし、新学生寮の供用開始に係る規定については令和8年8月1日。

# 京都府議会

## 危機管理・健康福祉常任委員会

### 活動報告書



令和8年5月14日

委員	長	家元	優勝
副委員	長	磯野	勝
副委員	長	上倉	淑敬
委員		池田	正義
委員		青木	義照
委員		津田	裕也
委員		西山	龍夫
委員		楠岡	誠広
委員		島田	敬子
委員		田中	富士子
委員		増田	大輔
委員		小鍛治	義広



---

# 目次 京都府議会 危機管理・健康福祉常任委員会 活動報告書

---

1	委員会の審議等の状況（概要） .....	1
2	委員会活動状況 .....	2
3	重要課題調査のための委員会 .....	6
4	付託議案及び審査依頼議案審査結果 .....	9
5	付託請願審査結果 .....	10
6	管内外調査 .....	11
7	委員会活動のまとめ .....	21

# 1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、危機管理部及び健康福祉部の所管並びにそれに関連する事項を所管している。

各部局の主な所管事項は下表のとおりである。

部局名	主な所管事項
危機管理部	危機管理対応、消防・防災、原子力防災対策
健康福祉部	保健、医療、衛生、健康増進、子育て支援、青少年、社会福祉、社会保障

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議するとともに、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の危機管理・健康福祉常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方や実際に事業に従事している方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、管内調査では、府の施策等が実施されている現場を訪問し、関係者から説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や府と共通する課題に対して、他の自治体や関係団体がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

## 2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
<b>5 月</b>		
R7. 5.23	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員長の選任</li> <li>■副委員長の選任</li> <li>■副委員長の順位</li> </ul>
<b>6 月</b>		
R7. 6. 9	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出席要求理事者</li> <li>■確認事項</li> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R7. 6. 9	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出席要求理事者</li> <li>■確認事項</li> <li>■所管部局の事務事業概要等</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R7. 6.20	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R7. 6.24	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (危機管理部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括外部監査結果に基づく措置状況について (危機管理部・健康福祉部)</li> <li>・京都府国土強靱化地域計画の改定(中間案)について</li> </ul> </li> <li>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</li> </ul>
R7. 6.25	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■付託請願の審査</li> <li>■所管事項の質問</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
<b>8 月</b>		
R7. 8. 7 ～ R7. 8. 8	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>○佐賀県議会〔於：佐賀県防災航空センター〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県防災航空隊における消防・防災活動について</li> <li>・施設視察</li> </ul> </li> <li>○佐賀県議会〔於：佐賀県医療的ケア児支援センター〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県における医療的ケア児の支援状況について</li> </ul> </li> <li>○福岡県、特定非営利活動法人セルフセンター福岡、福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園 〔於：福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園〕</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の障がい者施設で共同作業を行う「福岡モデル」について</li> <li>・施設視察</li> </ul> ○福岡市議会〔於：福岡市民防災センター〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市における防災・減災の取組について</li> <li>・施設視察</li> </ul>
R7. 8.19	正副委員長会	■本日の委員会運営
R7. 8.19	委員会 (閉会中)	<b>■所管事項の調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療的ケアを必要とする方とその家族への支援について」</li> </ul> 参考人：京都の医療的ケアを考える会（KICK） 副会長 辻 真一 氏
<b>9 月</b>		
R7. 9. 4	管内調査	○第74回京都府社会福祉大会 (行催事等委員会調査)
R7. 9.22	正副委員長会	<b>■定例会中の委員会運営</b> <b>■今後の委員会運営</b>
R7. 9.25	委員会 (9定1日目)	<b>■報告事項の聴取</b> (危機管理部・健康福祉部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府国土強靱化地域計画の改定（最終案）について</li> <li>・「関西広域連合 第6期広域計画（中間案）」について</li> </ul> (健康福祉部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京都府自殺対策推進計画の策定について</li> <li>・健康福祉部所管施設における指定管理者の選定について</li> </ul> <b>■付託議案（質疑終結まで）</b>
R7. 9.26	委員会 (9定2日目)	<b>■付託議案（討論・採決）</b> <b>■所管事項の質問</b> <b>■閉会中の継続審査及び調査</b> <b>■今後の委員会運営</b>
<b>11 月</b>		
R7. 11. 21	正副委員長会	■本日の委員会運営
R7. 11. 21	委員会 (閉会中)	<b>■所管事項の調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消防団の充実強化について」</li> </ul> 参考人：消防団等充実強化アドバイザー 勝宮 章 氏

12 月		
R7.12.10	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R7.12.11	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (危機管理部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西防災・減災プラン(総則編、地震・津波災害対策編、感染症対策編(新型インフルエンザ等))の改訂(中間案)について</li> </ul> </li> <li>(健康福祉部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京都府自殺対策推進計画の策定(中間案)について</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</li> </ul>
R7.12.12	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■所管事項の質問</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
1 月		
R8.1.26	管内調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>○京都舞鶴港第3ふ頭〔於：舞鶴21ビル〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の孤立対策について</li> <li>・現地視察(京都舞鶴港ヘリポート)</li> </ul> </li> <li>○綾部市議会〔於：綾部市こども発達支援施設「あいむ」〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾部市における児童発達支援について</li> <li>・施設視察</li> </ul> </li> </ul>
3 月		
R8.3.3	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R8.3.6	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</li> </ul>
R8.3.7	管内調査	○天皇盃第37回全国車いす駅伝競走大会 開会式 (行催事等委員会調査)
R8.3.8	管内調査	○天皇盃第37回全国車いす駅伝競走大会 出発式、閉会式 (行催事等委員会調査)

R8. 3. 9	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■付託請願の審査</li> <li>■所管事項の質問</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
<b>4 月</b>		
R8. 4. 15	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R8. 4. 15	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域包括ケアシステムの現状と今後の展望について」</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">参考人：京都府地域包括・在宅介護支援センター 協議会 会長 一般財団法人宇治市福祉サービス公社 事務局長(社会福祉士) 川北 雄一郎 氏</p>
<b>5 月</b>		
R8. 5. 13	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■臨時会中の委員会運営</li> </ul>
R8. 5. 14	委員会 (5臨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員会活動のまとめ</li> </ul>

### 3 重要課題調査のための委員会

#### (1) 医療的ケアを必要とする方とその家族への支援について

---

(令和7年8月19日(火)開催)

##### ■開催概要

人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする方が、地域で安心して生活できるよう支援が必要である。

京都府では、「京都府医療的ケア児等支援センター」(愛称:ことのわ)において、医療的ケアを必要とする方やその家族等の相談に応じるとともに、医療、保健、福祉、教育等関係機関との連携による切れ目ない支援ができるよう、連絡調整や関係機関に従事する方への情報提供、研修等を実施している。

今回の委員会では、医療的ケアを必要とする方とその家族への支援について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

##### ■参考人

京都の医療的ケアを考える会(KICK) 副会長 辻 真一 氏

##### ■出席理事者

###### 【健康福祉部】

健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)(こども・子育て総合支援室長兼務)、  
こども・子育て総合支援室企画参事、健康福祉総務課長、  
障害者支援課長、障害者支援課参事、健康対策課長

##### ■主な質問事項

- ・行政が取り組むべき支援について
- ・孤立対策について
- ・災害時の対応について
- ・関係従事者の育成について
- ・家庭でのハード面の環境整備について など

## (2) 消防団の充実強化について

---

(令和7年11月21日(金)開催)

### ■開催概要

大規模災害をはじめ、激甚化・頻発化する風水害等に備え、地域防災力の中核を担う消防団の万全な体制を構築するためには、消防団員の更なる確保と充実強化が不可欠となる。

京都府では、消防団の活性化を図るため、消防団の自主的な取組を支援するとともに、消防団員の確保等に取り組んでいる。

今回の委員会では、消防団の充実強化について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

### ■参考人

消防団等充実強化アドバイザー 勝宮 章 氏

### ■出席理事者

#### 【危機管理監】

危機管理監（危機管理部長兼務）、副危機管理監（危機管理部副部長兼務）

#### 【危機管理部】

危機管理部防災監、危機管理部理事（災害対策課長事務取扱）、  
危機管理総務課長、消防保安課長

### ■主な質問事項

- ・消防団員の確保について
- ・消防団の今後の在り方について
- ・機能別消防団員について
- ・消防団員の報酬について
- ・消防団員と町内会長等他の役割との兼職について など

### (3) 地域包括ケアシステムの現状と今後の展望について

(令和8年4月15日(水)開催)

#### ■開催概要

京都府では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進している。

今回の委員会では、地域包括ケアシステムの現状と今後の展望について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望した。

#### ■参考人

京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長  
一般財団法人宇治市福祉サービス公社 事務局長 (社会福祉士)  
川北 雄一郎 氏

#### ■出席理事者

##### 【健康福祉部】

健康福祉部副部長 (地域包括担当)、健康福祉総務課長、  
高齢者支援課長、高齢者支援課両参事、地域福祉推進課長、医療課長

#### ■主な質問事項

- ・身寄りのない高齢者への支援について
- ・福祉現場での生産性向上について
- ・ケアマネジャーのシャドーワークの状況について
- ・地域包括支援センターの体制について
- ・宇治市における認知症施策について など

## 4 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名＝少」は少数意見留保、「\*」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
6月定例会	3	災害からの安全な京都づくり条例一部改正の件	◎	
	5	京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例一部改正の件	◎	
	6	京都府立学校授業料等徴収条例一部改正の件	◎	
	12	損害賠償請求事件に係る和解の件	◎	
9月定例会	4	京都府防災会議条例一部改正の件	◎	
	6	住民基本台帳法施行条例一部改正の件	◎	
12月定例会	4	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件	◎	
2月定例会	23	京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例一部改正の件	○ 共＝少	
	24	青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件	◎	
	28	財産無償貸付けの件(保育所用地)	◎	
	29	指定管理者指定の件(洛南寮)	◎	
	30	指定管理者指定の件(東山母子生活支援施設)	◎	
	31	指定管理者指定の件(桃山学園)	◎	
	32	指定管理者指定の件(心身障害者福祉センター)	◎	
	33	指定管理者指定の件(視力障害者福祉センター)	◎	
	34	指定管理者指定の件(こども発達支援センター)	◎	
38	京都府自殺対策推進計画を定める件	◎		

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和7年度京都府一般会計補正予算(第1号)中、所管事項	適当
	14	令和7年度京都府一般会計補正予算(第3号)中、所管事項	適当
12月定例会	30	令和7年度京都府一般会計補正予算(第7号)中、所管事項	適当
2月定例会	44	令和7年度京都府一般会計補正予算(第12号)中、所管事項	適当
	46	令和7年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	54	令和7年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	適当
	57	令和7年度京都府病院事業会計補正予算(第2号)	適当
	60	衛星通信系防災情報システム整備事業に関する市町村負担金を定める件	適当

## 5 付託請願審査結果

定例会	受理番号	受理年月日	件名	審査結果
6月定例会	769	令和7年6月16日	医療・介護労働者の持続的賃金改善を 国に求めることに関する請願	不採択
2月定例会	773～779	令和8年2月16日	京都府の補聴器公的補助制度実現を求 めることに関する請願 ほか6件	不採択

## 6 管内外調査

### ① 管外調査

(令和7年8月7日(木)～8日(金))

#### 1 佐賀県議会〔於：佐賀県防災航空センター〕(佐賀県佐賀市)

##### 【調査事項】

佐賀県防災航空隊における消防・防災活動について

##### 【調査目的】

京都府における消防・防災活動の参考とするため、佐賀県防災航空隊の取組について調査する。

##### 【説明】

佐賀県防災航空センター

##### 【調査内容】

佐賀県では、災害時の情報収集や救助・救急・消火活動などの緊急要請に迅速に対応するため、令和3年1月に防災航空センターを設置し、同年3月に消防防災ヘリコプター「かちどき」の運用を開始した。

防災航空隊は、救助活動等を担う活動班とヘリの操縦や整備を担う運航班で組織され、活動班は県内5つの消防本部等から派遣された9名の消防士で編成される。

活動内容は、災害発生直後の情報収集や山岳・水難事故における捜索・救助などの「緊急運航」と、市町や各消防本部等が実施する訓練への参加や自隊訓練などの「通常運航」に分かれており、自隊訓練に加え、県内の消防本部や海上保安庁、警察、他県の航空隊等との合同訓練も実施している。

令和3年8月に武雄市で発生した豪雨災害では、ヘリテレ(ヘリコプターテレビ伝送システム)で空から災害の状況を撮影し県庁内の災害対策本部に映像を送り情報収集を行ったほか、令和5年9月に七ツ釜で発生した水上バイク事故では、独特の地形で地上からの引き上げが困難だったため、空から救助活動を実施した。また、九州では、消防防災ヘリコプターの県境を越える出動に関して相互応援協定を締結しており、令和6年度は、大分県や熊本県からの応援要請に基づき、山岳での救助活動も行ったとのことであった。

##### 【主な質問事項】

- ・大規模災害時における自治体間の相互応援について
  - ・災害時における情報共有について
  - ・平常時の活動について
  - ・警察ヘリやドクターヘリとの連携について
- など



調査事項を聴取



かちどきを視察

## 2 佐賀県議会〔於：佐賀県医療的ケア児支援センター〕（佐賀県佐賀市）

### 【調査事項】

佐賀県における医療的ケア児の支援状況について

### 【調査目的】

京都府における医療的ケア児の支援施策の参考とするため、佐賀県の取組について調査する。

### 【説明】

佐賀県健康福祉部障害福祉課  
佐賀県医療的ケア児支援センター

### 【調査内容】

佐賀県では、医療的ケア児とその家族のためのワンストップ窓口を立ち上げるため、令和3年2月議会で県単独の予算が成立。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に先立ち、令和3年7月に相談窓口「佐賀県医療的ケア児在宅生活ホットライン」を開設した。その後、同法の成立に伴い、ホットラインの機能を拡充する形で令和4年4月からは「佐賀県医療的ケア児支援センター」に名称を変更した。

同センターは、重症児・医療的ケア児の支援事業所である一般社団法人あまねが運営を担っており、①医療的ケア児及びその家族・支援者への相談支援、②関係機関のネットワーク構築と支援者育成、③災害時の支援や就園・就学支援、成人移行期支援などの伴走支援に取り組んでいる。

センター長が在宅医療に従事する小児科医であることから、在宅診療医を中心とした関係機関との連携体制を構築するとともに、地域ごとの社会資源と課題を把握した上で、社会資源の開発や人材育成にも取り組んでいる。また、「医療的ケア児」から「医療的ケア者」への成人移行には課題があることから、全てのライフステージに伴走できるセンターを目指すとともに、全国の支援センターやコーディネーター、事業

者と連携し、佐賀県における医療的ケア児支援の更なる充実に努めていきたいとのことであった。

**【主な質問事項】**

- ・ 医療的ケア者の課題について
- ・ 親なき後の支援について
- ・ 医療資源との連携について など



調査事項を聴取

**3 福岡県、特定非営利活動法人セルフセンター福岡、福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園〔於：福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園〕（福岡県大野城市）**

**【調査事項】**

複数の障がい者施設で共同作業を行う「福岡モデル」について

**【調査目的】**

京都府における障害のある方の就労支援の場づくりの参考とするため、複数の障がい者施設で共同作業を行う「福岡モデル」について調査する。

**【説明】**

福岡県福祉労働部障がい福祉課  
特定非営利活動法人セルフセンター福岡  
福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園

**【調査内容】**

福岡県では、令和3年に公益財団法人日本財団と「働く障がいのある人の支援のための連携協定」を締結し、障害のある方の工賃向上に向けた取組を進めている。令和4年からは、特定非営利活動法人セルフセンター福岡と連携し、障害のある方のための「就労支援の場」の設置を推進しており、現在では福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園を含め県内4か所に開設している。

就労支援の場は、障害のある方や就労が困難な方が働く場であると同時に、一般企

業等への就職にもつながる場となることを目指している。福岡県独自の取組として、仕事に必要な機器等を整備した就労支援の場に、複数の障害者施設から利用者が通所し、共同で1つの業務に取り組む体制を構築している。業務内容としては、国立国会図書館の蔵書や県公文書等のデジタル化業務を共同受注しており、人手不足の補完ではなく、仕事の中心的な役割を担うことで、難易度の高い業務への挑戦が可能となる環境を整備している。また、複数の施設から障害特性の異なる方が集まることから、参加施設が対等な関係を築けるよう、情報共有を重視するとともに、個々の作業適正を踏まえたチーム体制を構築している。

今後は、デジタル化業務の更なる受注拡大を図るとともに、関係施設や利用者の拡大、一般就労への移行促進、職域の拡大に取り組むたいとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・業務の受注について
- ・施設同士の連携について
- ・作業の割り振りについて など



調査事項を聴取



施設視察

## 4 福岡市議会〔於：福岡市民防災センター〕（福岡県福岡市）

#### 【調査事項】

福岡市における防災・減災の取組について

#### 【調査目的】

京都府における防災・減災の参考とするため、福岡市の取組について調査する。

#### 【説明】

福岡市市民局地域防災課  
福岡市市民局防災企画課  
福岡市消防局防災センター

### 【調査内容】

福岡市では、過去の豪雨災害や平成17年の福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、防災に関する広報啓発をはじめ、防災アプリ「ツナガル+（プラス）」の開発・普及等、防災・減災に向けた取組や避難所の環境改善等に取り組んでいる。

平成29年度から市独自に「備蓄促進ウィーク」を設定し、市内の各店舗での防災グッズやローリングストックに適した食品等のコーナーの設置や、パソコンやスマートフォンを活用してマイ・タイムラインが作成できるマイ・タイムライン作成ツールを提供するなど、市民の防災意識の向上を図っている。

防災アプリ「ツナガル+」は、平成28年の熊本地震において、車中泊など指定避難所以外に避難した方の状況把握に課題があったことをきっかけに開発された。本アプリを通じて、指定避難所以外の場所に避難した被災者が避難場所や被災状況、支援の要望を行政に発信することが可能となり、行政側はその情報を活用して必要な物資の配送等、迅速かつ的確な支援を行うことが可能となった。加えて、避難所やハザードマップの確認、エリア通知による情報受信機能も備えている。

また、令和6年の能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時に被災者へ迅速に温かい食事を提供するため、企業やボランティア、キッチンカー等の関係団体との連携を進めるなど、T（トイレ）、K（キッチン）、B（ベッド）に関する課題解決に向け、取組を進めているとのことであった。

### 【主な質問事項】

- ・福岡県との連携について
- ・自主防災組織との連携について
- ・防災アプリの普及啓発について
- ・災害時における学校給食室の活用について など



調査事項を聴取

危機管理・健康福祉常任委員会 管外調査日程

令和7年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
8月7日 (木)	<b>京都駅2階 新幹線中央口 8:35 集合、8:47 出発</b>			
	京都駅	8:47		【のぞみ5号】
	博多駅	11:40	11:30	【徒歩】
	(昼食)	(11:45~12:30)		(福岡県福岡市内)
				【借上バス】
	佐賀県議会 〔於：佐賀県防災航空センター〕 (佐賀県佐賀市)	15:30	14:00	◆佐賀県防災航空隊における消防・防災活動について ①概要説明 ②施設視察
	佐賀県議会 〔於：佐賀県医療的ケア児支援センター〕 (佐賀県佐賀市)	17:00	16:00	◆佐賀県における医療的ケア児の支援状況について
	宿舎		17:10	(佐賀県佐賀市内)
8月8日 (金)	宿舎	9:00		【借上バス】
	福岡県、 特定非営利活動法人セल्पセンター福岡、 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園 〔於：福岡県障がい者就労支援ホーム あけぼの園〕 (福岡県大野城市)	11:30	10:00	◆複数の障がい者施設で共同作業を行う「福岡モデル」 について ①概要説明 ②施設視察
	(昼食)	(12:00~12:50)		(福岡県福岡市内)
	福岡市議会 〔於：福岡市民防災センター〕 (福岡県福岡市)	14:30	13:00	◆福岡市における防災・減災の取組について ①施設視察 ②概要説明
	博多駅	15:36	14:55	【のぞみ44号】
	京都駅		18:19	【解散】

## ② 管内調査

(令和8年1月26日(月))

### 1 京都舞鶴港第3ふ頭〔於：舞鶴21ビル〕〔現地視察：京都舞鶴港ヘリポート〕 (舞鶴市)

#### 【調査事項】

災害時の孤立対策について

#### 【調査目的】

孤立可能性地域における空路や海路による救助・物資輸送の体制整備や、地域防災力の強化に向けた取組など、災害時の孤立対策について調査する。

#### 【説明】

危機管理部災害対策課

#### 【調査内容】

近年、気候変動の影響などにより風水害が激甚化・頻発化するとともに、花折断層帯地震や南海トラフ地震など地震発生切迫性が増している。また、令和6年能登半島地震では、大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、広範囲にわたり孤立集落が多数発生した。

京都府では、能登半島地震の教訓等を踏まえ、第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランを策定。京都府北部も能登半島と似た地形であり、孤立集落が発生する可能性があることから、災害時の孤立対策を進めている。

京都舞鶴港は、大規模災害発生時に防災関係機関の集結や全国からの救援物資の集配などを行う広域防災活動拠点の1つとなっていることから、救助のための体制の強化等のため、今年度、大型ヘリの離発着が可能なヘリポートを整備した。さらに、令和8年3月には、航空運用体制を確保するための可搬式給油スタンドや必要な資機材の配備も予定している。

また、広域防災活動拠点から孤立集落に人員や物資を迅速に輸送できるよう、市町村が実施する孤立可能性地域におけるヘリポート整備を支援しており、令和8年度以降、舞鶴市田井地区及び綾部市奥上林地区で整備が予定されている。

今後も、孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力や支援部隊等の受援体制の強化を進めるとともに、府民一人一人が災害時に素早く避難行動ができるよう、自助を促す取組も進めていくとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・ヘリポートの整備について
- ・ヘリポートの設置場所について
- ・ヘリの運用について

- ・自衛隊との連携について
- ・タイムラインの作成状況について など



調査事項を聴取



ヘリポートを視察

## 2 綾部市議会〔於：綾部市こども発達支援施設「あいむ」〕（綾部市）

### 【調査事項】

綾部市における児童発達支援について

### 【調査目的】

府内の児童発達支援の参考とするため、綾部市の取組について調査する。

### 【説明】

綾部市健康こども部

### 【調査内容】

発達障害については、就学前に診断名がついていることは少なく、綾部市では、乳幼児健診や市内のこども園・保育園・4歳児クラスの子どもの対象に健康観察・集団観察を行う年中児発達サポート事業等により早期発見に努め、必要な支援につなげている。

令和7年5月には、綾部市こども発達支援施設「あいむ」を開所し、支援が必要な子どもやその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、児童発達支援等を行っている。

同施設では、①主に未就学児を対象に、小集団での遊びを通して運動・認知・言語・社会性などの発達を促し、自信や意欲を育てる「児童発達支援」、②小学生を対象に、放課後や夏休みなどの休業日に自立支援や余暇支援を行い、社会参加を促す「放課後等デイサービス」、③職員が子どもの通う保育園や教育機関等を訪問し、子どもが過ごしやすくなるよう必要な支援を検討し、環境調整を図る「保育所等訪問支援」などを行っている。

児童発達支援やデイサービスでは、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5つの領域を重視し、職員が狙いや

意図を持って活動を計画し、子ども一人一人に応じたコミュニケーションを心がけている。また、保育所等訪問支援は、児童が普段過ごす集団にアウトリーチで支援できる取組であり、今後更に広げていく方針である。

こうした取組を通じ、子どもの健やかな発達を支えていく地域の拠点施設として、その役割を発揮していきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・子どもの様子や支援内容の記録・共有について
- ・子どもの特性に合った支援について
- ・送迎について
- ・施設のリノベーションについて

など



調査事項を聴取



施設視察

危機管理・健康福祉常任委員会 管内調査日程

令和8年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
1 月 26 日 (月)	<b>議会棟 8:25 集合、8:30 出発</b>			
	議会棟	8:30		【借上バス】
	京都舞鶴港第3ふ頭 〔於：舞鶴21ビル〕 (舞鶴市)	12:00	10:30	◆災害時の孤立対策について ①概要説明 ②バス移動 (15分) ③現地視察 (京都舞鶴港ヘリポート)
	(昼食)	(12:40~13:30)		(綾部市内)
	綾部市議会 〔於：綾部市こども発達支援 施設「あいむ」〕 (綾部市)	15:10	13:40	◆綾部市における児童発達支援について ①概要説明 ②施設視察
議会棟		16:55	【解散】	

テレビ取材

## 7 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和8年5月14日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

### ○楠岡誠広委員

それでは、今期の委員会活動のまとめを述べさせていただきます。

まずは、本委員会運営を様々に御尽力いただきました家元委員長、磯野副委員長、上倉副委員長をはじめ、一緒に活発な議論をさせていただきました委員の先生方、理事者の皆様、そして御協力をいただいた全ての方々には大変お世話になりました。

私自身は、もともと義肢装具士として障害者福祉、医療といった現場で仕事をしてまいりましたので、この危機管理・健康福祉常任委員会に初めて所属が決まりまして、念願かなったと、心より感謝をしております。改めて御礼を申し上げます。

まず、義肢装具の分野でもあります補装具という視点からいいますと、8月の閉会中常任委員会において、京都の医療的ケアを考える会（KICK）様との質疑では、座位保持装置、いわば特別仕様の車椅子といったところを起点に、家庭の中での環境整備に関して様々に当事者の経験や御意見を伺うことができました。住宅改修リフォームをはじめ、成長とともに福祉車両も各家庭で用意されるなど、福祉制度、医療制度から外れた部分も含めて様々な費用がかかるという切実な声を聞き、私自身が制度の中で仕事をしてきた中では見えてこなかった現実も改めて学ぶことができました。同8月の管内外調査における佐賀県医療的ケア児支援センターでの視察も含め、この医療的ケア児の課題はこれから本格的な拡充が望まれる制度・分野でもありますので、今後も研さんを積んで勉強してまいりたいと思います。

また、同管内視察において訪問した福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園では、図書館の蔵書などをデジタル化する業務を複数施設からの利用者が通所して共同で作業をするスキームを福岡モデルとして展開され、付加価値の高い仕事を丁寧な役割分担とチーム体制を組んで取り組まれ、また一般企業への就職にもつなげている事例は本府においても非常に参考になると感じました。一つ一つの施設に細やかな支援をするとともに、一方で大きなスキームに集中投資を促し、その恩恵を様々な施設が集結しシェアする流れをつくるのも行政の役割の一つかと感じました。

危機管理の分野におきましては、9月の所管事項の中で京都府庁地震業務継続マニユ



アルに関して質疑をさせていただき、非常用電源の設備の強化や、その設備運用の訓練が毎月実施されていることなど、確認・議論することができました。危機管理センターの活用とともに、有事の際にできるだけスムーズな体制が取れるよう、今後とも継続的かつ多様な訓練を期待いたしております。

また、11月には消防団の充実強化について消防団等充実強化アドバイザーの参考人からお話を伺い、特に機能別団員といった視点から企業との連携に関して議論をさせていただきました。本府では、消防団強化交付金事業での事例においても、ドローン教室の開催を支援されたり、重機を扱える企業との連携協定など、企業特色を生かした展開事例も伺いました。せっかく同じ防災の取組を展開するのならばウィン・ウィンの関係となるよう、ベクトルをそろえる視点も、各企業の地域貢献も含め、大切な視点だなど強く感じておりますので、今後とも積極的な取組をお願いいたします。

そして、直近の先月4月には地域包括ケアシステムの現状と今後の展望について宇治市福祉サービス公社様から様々な取組事例や現場の課題を伺い、ケアプランなどの制度上必要な事務業務が逼迫し、それに伴うケアマネジャーのシャドーワークといった見えない仕事の積み重ねが現場に大きな負担となっていること、また要支援・要介護との制度上のはざまにある課題、そのベースにある報酬単価の違い、そして昨今の人材難なども含め、介護業界における様々な事業者が健全に経営をし、利用者サービスが充実されるよう、細かなところからの改善の積み重ねが必要だと強く感じております。

そのほかにも、各所管事項の調査においては特別養子縁組に関しても何度か聞かせていただきました。他府県の縁組件数との比較や、本府では実施されていない新聞広報などを活用した縁組マッチング事業などの事例の提案は、今後、本府において家庭養護優先原則に基づいたパーマネンシー保障に関する取組をさらに推進するに当たり、大切な視点かと思えます。今後も積極的に取り上げてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

最後に、この1年間、本委員会での議論や経験を基に、今後の一般質問を含め、日々の活動にその知見を生かしてまいりたい所存でございます。また、本委員会委員の皆様並びに理事者の皆様の御活躍、そして本府のますますの発展を祈念いたしまして、私の1年のまとめとさせていただきます。

どうもありがとうございました。お世話になりました。

## ○津田裕也委員

まず初めに、家元委員長、磯野・上倉両副委員長をはじめ、委員の皆様には、この1年間、委員会審査や管内外調査など、大変お世話になり、ありがとうございました。また、勇退されました南本危機管理監をはじめ、危機管理部の皆様、井原健康福祉部長をはじめ、健康福祉部の皆様、議会事務局の皆様におかれましても、委員会活動に御協力をいただき、ありがとうございました。



この1年間の委員会活動では、防災、医療、福祉、子育て支援など、府民の命と暮らしに関わる様々な課題について調査・議論を行うことができました。特に医療的ケアを必要とする方やその御家族への支援、消防団の充実強化、地域包括ケアシステムなどについて参考人の皆様から現場のお声をお聞きし、多くの学びを得ることができました。

また、佐賀県や福岡県での管外調査、舞鶴市や綾部市での管内調査では防災・減災や福祉分野における先進的な取組を視察し、京都府においても参考になる取組が数多くありました。近年、自然災害の激甚化や福祉ニーズの多様化が進む中で、現場の声を丁寧に聴きながら行政・地域・関係団体が連携して取り組む重要性を改めて感じました。人口が減少しているという大きな課題がある現状ですが、オール京都体制をそれぞれの部においても構築して府民の安心・安全に寄与していただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後も、この委員会活動で得た学びを生かし、府民の暮らし・命を守るために府政の発展に努めてまいりたいと考えております。

結びに、委員の皆様、理事者の皆様、議会事務局の皆様の御協力に感謝申し上げます。私からの総括の御報告とさせていただきます。

1年間、誠にありがとうございました。

## ○青木義照委員

令和7年度危機管理・健康福祉常任委員会の活動を振り返るに当たり、家元委員長、磯野・上倉両副委員長をはじめ、委員各位、また理事者並びに事務局の皆様にご心より感謝を申し上げます。

本委員会では、危機管理と健康福祉という府民の生命と暮らしを支える極めて重要な分野について多岐にわたる調査研究を行ってまいりました。

近年、自然災害の激甚化・頻発化に加え、少子・高齢化や地域コミュニティの希薄化、医療・福祉人材の不足など、社会環境は大きく変化しております。そのような中、現場に根差した課題を丁寧に拾い上げ、実効性ある施策へつなげていくことの重要性を改めて実感した1年でありました。

閉会中常任委員会では、医療的ケアを必要とする方とその家族への支援、消防団の充実強化、地域包括ケアシステムの現状と今後の展望などをテーマに、参考人から貴重な御意見を伺い、活発な議論を行いました。特に、医療的ケア児やその家族が抱える孤立、災害時支援、成人後期の課題については、行政だけでなく、地域社会全体で支える仕組みづくりの必要性を強く感じました。また、消防団の担い手不足や地域防災力の維持は京都府においても喫緊の課題であり、時代に応じた柔軟な設計・制度や地域との連携強化が必要であると考えております。

管外調査では、佐賀県防災航空センターにおける消防・防災活動や福岡市の防災・減災対策、さらに福岡県における障害者就労支援の先進事例などを視察いたしました。



災害対応におけるヘリコプター運用や広域連携、防災アプリを活用した情報共有の仕組みなどは京都府にとっても大変参考となるものでありました。また、障害のある方々が、複数施設の連携により、高度な業務に従事されている福岡モデルは、福祉と就労支援を一体的に考える上で非常に示唆に富む取組でありました。

今後、危機管理と健康福祉の分野では、行政だけでは対応し切れない複雑な問題がさらに増加していくことと思われます。本委員会で得られた知見や各委員からの意見が今後の府政運営に十分生かされることを期待しております。

結びに、この1年、大過なく委員会活動を終えることができましたのも皆様方の御協力のたまものであります。改めて深く感謝を申し上げますとともに、皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、私のまとめの発言とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

### ○増田大輔委員

1年間のまとめを述べさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

家元委員長、磯野副委員長、上倉副委員長の円滑な委員会運営により、充実した委員会活動をこの1年間送らせていただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。ありがとうございました。また、他の委員の皆様にも大変お世話になりましたことに併せて感謝を申し上げます。事務局の皆様にもお世話になりました。

また、理事者の皆様とは本委員会が抱える様々な課題について議論や質疑を積み重ねることができました。改めて、私自身、危機管理・健康福祉常任委員会の委員として活動したこの1年間は、非常に勉強になり、知見を深めることができました。理事者の皆様、ありがとうございました。

まとめを報告するに当たり、この1年間を振り返り、私自身印象に残っているのは管外調査でありまして、8月に行かせていただきました調査では佐賀県と福岡県に行き、佐賀県では防災航空センターにて防災航空隊における消防・防災活動の取組について学ばせていただきました。現地の施設を視察させていただき、防災ヘリコプター「かちどき」を見させていただくなど、九州全体の防災活動を学びました。

また、佐賀県の医療的ケア児支援センターでは、佐賀県における現状の支援施策の状況について教えてくださり、医療的ケア児の支援については京都府が抱える問題とも共有でき、医療的ケア児支援はやはり全国的に抱える問題となっており、国とも連携した取組の重要性を学びました。

福岡県では複数の障害者施設で共同作業を行う福岡モデルの取組を、また福岡市では福岡市における防災・減災の取組など、昨今の激甚化する災害や障害者支援、また障害者就労支援など、まさに危機管理や健康福祉の取組においてどれも喫緊の課題ばかりで、京都府にも参考になる取組を見させていただき、大変勉強になりました。

その他には、1月の管内調査で、雪の中、舞鶴市、綾部市に行き、京都舞鶴港第3



ふ頭での京都舞鶴港ヘリポートの整備や綾部市のこども発達支援施設「あいむ」を現地視察して調査をさせていただきました。災害時の孤立を防ぐためのヘリコプターの重要性や児童発達支援の取組なども様々に勉強させていただきました。

本委員会では、その他にも、保健医療や子育て応援事業、また消防の取組など、京都府民の皆様も非常に関心の高い議題も抱え、私も一委員として、京都府の発展のためにどのようにしていけばよいか、真剣に向き合い、考えさせていただきました。

参考人として来ていただいた京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会の川北参考人からは、地域包括ケアシステムの現状と今後の展望について多岐にわたる課題を聞かせていただき、これから京都府として取り組んでいくべき福祉現場の問題や高齢者支援、また認知症対策など、活発な質疑をさせていただきました。

最後に、保育園事業などに関しましては、これから保育園の行事などの支援をしていくということですので、引き続き、あらゆる角度・観点や地域の皆様からの声に耳を傾け、御尽力していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

南北に長く、特徴あるこの京都府の地域で取り組むべき課題は山積しておりますが、私自身、この1年間で勉強させていただいたことを議会活動、委員会活動、また地元での議員活動に活かしてまいりたいと思います。

結びに、この1年間、今委員会に関わる全ての皆様に感謝を申し上げ、まとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

## ○西山龍夫委員

それでは、私なりの総括を述べさせていただきます。

本委員会に所属したこの1年、多くの議題について様々な視点から議論を積み重ねてきました。そこで多くを学び、自分自身の視野が広がったと感じております。家元委員長、磯野副委員長、上倉副委員長をはじめ、理事者の皆様、事務局の皆様に心よりお礼を申し上げます。



本委員会が所管する審議事項は幅広く、まだまだ解決しなければならない問題が山積しておりますが、重要事項についての議論は深まったと考えております。

危機管理部の所管事項では、激甚化する、また頻発化する自然災害等に備えるため、本府の危機管理体制の強化について調査・審議を行いました。その中で、危機管理センターはあらゆる事象に対応している。その一例が鳥インフルエンザの収束に向けた対策本部としての機能など、同センターの有効性と実効性を改めて再認識することができました。

地域防災への対応については、防災士を育成し、防災訓練や地域防災活動、避難所運営支援など、地域で幅広く活動している実態が説明されました。引き続き、府全体で防災人材を支える仕組みづくりの強化をお願いいたします。

健康福祉部所管事項では、高齢化や人口減少に伴う医療・介護人材の不足、緊急需

要の増加、障害福祉事業所の経営課題などについて審議を行いました。

福祉課題が多様化・複雑化する中、医療・介護・福祉の連携強化に加えて、災害時の要支援者・要配慮者についての避難所の確保、防災と福祉を一体的に進める取組の充実が重要となっております。

障害福祉事業所の円滑な経営について、A型・B型事業所が障害者の社会参加を実現する上で地域に必要不可欠な存在であると再認識をいたしました。今後も障害者の就労機会の確保と事業所の安定経営に向けて、継続して取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

管内外調査においては、大規模災害時の出動体制を強化するため、佐賀県防災航空隊における消防・防災活動を調査いたしました。この調査では、京都市と連携し、消防防災ヘリの2機同時運用体制の構築を図るために大いに参考になりました。また、舞鶴港では、大規模災害時の救助体制強化のため、大型ヘリの離着陸が可能なヘリポートの整備状況を視察し、本府の取組状況を確認することができました。

また、京都府における医療的ケア児への支援の参考とするため、佐賀県医療的ケア児支援センターを訪問しました。質疑では、医療的ケア児の成人以降における課題を共有し、具体的な取組について有意義な意見交換を行うことができました。

このように本委員会では大変充実した調査と審議議題を御用意いただき、大変感謝申し上げます。この経験を生かし、これからの議員活動の幅を広げ、政策提言につなげてまいります。

委員長をはじめ、副委員長、各委員、理事者の皆さん、事務局の皆様に改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

## ○田中富士子委員

1年間この委員会に所属させていただき、家元委員長、磯野・上倉両副委員長、各委員の皆さん、理事者の皆さん、事務局の皆さん、大変お世話になりました。ありがとうございました。私も病院のほうで臨床検査技師として38年間働き、医療の現場の大変さも実感している中でこの委員会に所属させていただき、様々なことを学ばせていただき、本当にありがとうございました。

この委員会を通して見えてきたのが、今、高齢者の割合が3割に達するという時代に入りましたが、医療や介護・福祉に深刻な人員不足、そして経営難が長引き、今こそ対策が必要だなというふう感じたところでございます。

2014年以降、府内の病床数が2,973床減ったということです。そして、2025年度6月補正でも、閉鎖しているからということもありますが、病床削減に1ベッド410万円の補助金が出され、府内で291病床の削減が行われました。しかし、なぜ病床閉鎖をしなければならないのかという点について、病院の経営状況が悪くなるその原因である報酬の問題、そして医師や看護師不足の問題など、そういう原因の改善がなされていないということも大変問題を感じました。



2024年度の医療・介護・福祉のトリプル報酬改定の影響により、基本報酬の引下げと加算での補填、また障害福祉での現場の時間払い報酬単位や成果主義、このような中で事業所の経営がますます深刻化しているというのが実態でありました。病院の6割が赤字となる中で「医療・介護労働者の持続的賃金改善を国に求めることに関する請願」が出され、また全国の医師会も実態を訴える中で、今年の国会で医療では平均3.09%、介護では2.0%、障害福祉では1.84%の報酬引上げになったということはやっぱりよかったことではあります。しかしながら、これは主に処遇改善のための報酬引上げであり、今の物価高、光熱費・ガソリン代の高騰などなど、固定費の上昇による経営難は引き続きあるということです。そういう中で報酬10%に引上げという要求も上がっているというのが現状です。引き続き、医療・介護・福祉の事業所の存続を支えるためにも、また従事者を確保するためにも対策が必要だと感じているところです。

また、「第9次京都府高齢者健康福祉計画」介護予防・日常生活圏域ニーズ集計結果を見ますと、高齢者の状況の悪化やADLの低下、そういうところが中丹や北部の地域、あるいは山城地域のほうで高い結果が出ているというのがありました。そういう中で、やはり、今、介護保険制度をもっと使いやすくする、あるいは事業所を存続する、こういうところの必要性を感じているところです。

そしてまた、高齢者が多い中でもやはり所得の低い現状も訴えてきました。特に国民年金などだけで暮らされている高齢者の負担、介護保険料や医療保険の年金天引きの中でやはり厳しい生活が強いられています。そういう中で、後期高齢者の医療費の窓口負担が2割にされたこと、あるいは今の健康保険法の改悪によって自己負担が増えるということは、本当に高齢者の医療への機会を奪うということで問題があるなど感じたところです。

また、高齢者が加齢性難聴を起こす割合が高い中で、補聴器が必要だという補聴器助成制度を求める請願も上げられました。全国では補聴器助成制度が広がる中で、京都府内でも京田辺市、京丹後市、精華町の3自治体から京都市や綾部市、八幡市にもこの助成制度が広がっております。こういう中で京都府の制度として補聴器購入助成をつくっていくことも本当にお願ひしたいなというふうに思っております。

最後に、いのちのとりで裁判で生活保護費の不法な引下げがされた2013年から2015年、これの裁判で昨年6月には最高裁で勝訴という判決が出ました。しかし、政府のほうはこの保障を満額にするのではなく半額程度にしたということで、全国からは怒りが起こっているという状況です。また、原告と原告以外の利用者に差をつけるということも起こっており、やはりこういう最後のとりである生活保護制度の拡充や、そしてこの被害の回復のためにまた御尽力をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上を述べさせていただき、本年度のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。

## ○小鍛治義広委員

令和7年度の危機管理・健康福祉常任委員会の活動のまとめをさせていただきます

いと思います。

家元委員長、そして磯野・上倉両副委員長をはじめ、委員の皆様、そして理事者及び事務局の皆様、1年間大変お世話になり、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

1995年に起こった阪神・淡路大震災から30年以上が経過し、京都府においては2024年7月より京都府の危機管理センターが全面運用となったことは、危機管理上、大きな前進であったと認識をしております。昨日は突然の雷やひょうが降るなど、自然災害もますます多様化する中、センターも常に最新の運用になるよう、御努力をいただきたいというふうに思っております。

危機管理の調査においては、昨年8月に佐賀県防災航空センターにおける航空隊の消防・防災活動について、また本年1月には京都舞鶴港第3ふ頭における災害時の孤立対策について京都舞鶴港ヘリポートなどにお伺いをいたしました。災害時におけるヘリコプターなどの重要性は近年非常に高まっていると認識をしていますが、運用のための費用が非常に高額、かつヘリを操縦できる人員も不足しているという状況でありました。しかし、まずはヘリポートの確保がなされたことは時宜にかなった取組でありますので、今後、国の動向も見ながら新たなヘリポートの拡充を望むものであります。また今後、府市連携の下、予定されている、仮称ではありますが、京都府防災航空隊の取組にも生かしていただきたいというふうに思っております。

続いて、健康福祉におきましては、佐賀県での医療的ケア児に対する取組や綾部市の子ども発達支援の取組など、多岐にわたり、学ばせていただきました。こういった取組は、子どもたちに寄り添うという取組で、非常に地道ではありますが、継続性が最も重要だということもありますので、引き続きの取組、御努力をお願い申し上げます。

1年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。以上です。

## ○島田敬子委員

正副委員長をはじめ、委員の皆さん、そして理事者の皆さん、事務局の皆さん、1年間大変お世話になり、ありがとうございました。

本委員会は、府民生活の安心・安全、命を守り支えていくという点で大変重要な委員会であります。災害の頻発や医療・介護の崩壊の危機が言われる中で、危機管理部でも健康福祉部でも、京都府がどのような役割を果たすのかが問われるとともに、私たち議員の役割も問われた1年間であったと思います。

こうした中で、私自身は、やはり現場の実態を調査し、生の声を届ける努力もして



まいりました。そして、いろいろと要望もさせていただきましたが、その中で府民の皆さんの願いが少しずつ実現したことはとても大きな喜びであります。

「子育て環境日本一」を掲げる本府として、子育て世代の経済的負担の軽減は最重要課題であります。子どもの医療費助成制度の拡充について、5月7日に行われました京都府知事と市長との府市トップミーティングにおきまして、京都府の子どもの医療費助成・無償化が2027年4月より通院分も中学校卒業まで拡充することが確認されました。歓迎するものでございます。

この制度をめぐるっては、お母さん方が何度も請願を行い、この府民の皆さんの要求と運動を背景に、当府会議員団といたしましても府議会で繰り返し論戦を重ねてまいりました。1993年10月に初めて制度が創設されました。当時は「絵に描いた餅」などと言われましたが、本当に前進をいたしました。

府内市町村では、府制度に上乘せする形で、多くの自治体で中学校や高校卒業までの無償化へと進んではきましたけれども、今回の府の制度拡充については市町村も大変歓迎されていると思います。府内どこに住んでいても18歳までの医療費無償化、当然のことでありまして、引き続き京都府のイニシアチブを発揮していただきたいと思っております。

また、福祉医療助成制度について、重度心身障害児者の医療制度については全ての精神障害者手帳2級までを対象とするなどの制度拡充、併せてお年寄りの医療費助成制度についても拡充を求めておきたいと思っております。

今、子どもの命を守るという点で様々お話がありました。私も、医療的ケアを必要とする方と家族への支援について、京都の医療的ケアを考える会の方のお話は大変感銘を受けました。医療的ケアを必要とする子どもたちのケアについては制度のはざまにあって、難病の患者さんでしたら、病院を退院するとき、医療と福祉と訪問介護など、10数人の人が集まってケアのプログラムを立てて事業所の連携などをやられるシステムがありますが、医療的ケアを必要とする子どもたちにはこれがないと、率直に言われました。子どもたちが大人になって高齢になったときに居場所があるのか、介護は受けられるのか不明瞭であると言われたことがとても心に残っています。大きな課題ではありますが、引き続き府におかれましても検討いただきたいと強く要望しておきます。

医療的ケアが必要な子どもと家族の災害時の避難体制についても取り組んできましたけれども、在宅の人工呼吸器装着患者さんに必要な非常用電源確保のための発電機、ポータブルバッテリーの確保の支援が随時市町村で広がったことも大変喜ばれております。それも含めまして、障害や介護が必要な方々の個別の避難計画の策定、具体対策の強化に引き続き御尽力いただきたいと思っております。

親子誰でも通園制度については、全国初のモデル事業だと「子育て環境日本一」の目玉政策でしたが、令和7年度にモデル事業が終了となっております。ネックは保育士さんをちゃんと整えるということが重要だったと思うんですが、保育環境整備は大変重要な課題でありまして、しっかり総括をしていただきたいと思っております。

次に、医療・介護の危機・崩壊、危機打開の問題です。

田中富士子委員からもお話がありましたように、今、多くの病院・事業所が経営の

危機、人材確保の困難に直面をしています。6月定例会には「医療・介護労働者の持続的賃金改善を国に求めることに関する請願」が出されたところでございます。請願について我が会派以外の皆さんが反対されたことは残念ですが、請願の中身は極めて緊急課題であります。医療・介護・障害等の福祉従事者の処遇改善、人材確保に向けた取組のさらなる強化を国にも求めていただきたいし、さらなる報酬改定を求めていただきたい、このようにも思いますし、京都府の努力も求めたいと思います。

さらに、この間、米国・イスラエルによるイラン攻撃、ホルムズ海峡閉鎖に伴う石油由来の医療資材の不足が深刻化しております。医療用手袋について2倍になる値上げ、注射器、点滴チューブ、透析器械など、医療用品に出荷制限がかけられて希望の数をそろえることができないという報告も出されております。既に当府会議員団として緊急対策を要望いたしました。ぜひ早急に把握をし、補正予算も組んで緊急時にふさわしい対応を要望しておきたいと思っております。

国のところでは、昨年末、改正医療法が成立し、病院削減、病床削減、統廃合が進められようとしております。今後、都道府県がその具体化のための役割をさせられることとなりますが、丹後地域の地域医療構想及び舞鶴医療再編問題についても質疑をしております。狙いは医療費の削減にあることは明白であります。

さらに、現在開会中の国会では、OTC類似薬の患者負担増などを盛り込んだ健康保険法改定案が参議院で審議入りしました。現役世代に1.5倍の負担増となり、窓口3割負担の患者は薬代が5割負担になるもので、さらに診療・処置・手術・在宅医療にも厚生労働省の判断で保険給付から外せる条文となっておりまして、際限のない国民負担増、お金の切れ目が命の切れ目となる内容でありまして、国民に大きな負担と制度的矛盾を押しつけようとしています。

さらに、国民健康保険料の値上げ、医療費の窓口負担増と、保険証一枚あれば安心して誰でも必要な医療が受けられる、この制度を壊す危険な動きであり、格差と貧困が広がる中で、まさに府民の命が脅かされる問題でありまして、本府の姿勢も問われます。ぜひ府の職員の皆さんも府民の命を守る立場に立って矜持を示していただきたいと思います。願ってやみません。

危機管理部におかれましては、避難所運営、避難所における良好な生活環境の改善の取組が鋭意行われておりますが、内閣府が、能登半島地震の教訓を踏まえて、国際基準であるスフィア基準を反映した取組指針を改定・公表し、2024年12月には自治体にも通知されたことは重要で、この基準を踏まえて、さらなる取組の強化をお願いしてまいりました。海外調査で台湾・花蓮市でも学びましたけれども、その議論も進めてまいりました。引き続きの御尽力、よろしく願いいたします。

原発については、京都府でこそ、広域避難計画の実装化、要配慮者対策など、継続的かつ粘り強い取組の具体化、そして、今、美浜原発も何か問題が起こっているようではありますが、もう50年になる美浜原発、こうした老朽原発の稼働延長、新增設、敷地内の使用済核燃料の乾式貯蔵施設問題など、福島原発事故・災害を忘れたかのような国の動きに対して、府としてしっかり府民の安全・命を守る立場から発言をしていただきたい、求めておきます。

委員会の管外調査など含めて、本当に大きく学ばせていただいた1年でありました。

今後に活かしていきたいと思います。全ての皆さんに感謝を申し上げまして、まとめの発言といたします。

1年間、ありがとうございました。

## ○池田正義委員

家元委員長、磯野・上倉両副委員長をはじめ、委員の皆様には1年間大変お世話になりありがとうございました。また、理事者の皆様にも、議案であるとか所管事項の説明等、しっかりと対応いただき、感謝を申し上げます。また、事務局の皆さんにも大変お世話になり、ありがとうございました。



危機管理部の所管事項では、近年の気候変動などの影響で、風水害であるとかが激甚化、また頻発化しているところでもありますけれども、こういったところに関しまして、能登半島地震での教訓を踏まえた災害時の孤立集落の対策としてヘリポートの整備などを議論させていただきました。

令和7年度には、舞鶴市の田井地区や綾部市の奥上林地区で整備をする予算をつけていただき、設計等お世話になり、いよいよ令和8年度に整備をお世話になります。これにより、孤立可能性の高い地域での空路・海路による救助能力の向上であるとか、支援部隊の受援体制の強化が進められることになります。

また、京都舞鶴港は大規模災害発生時の防災関係機関の集結や救援物資の集配などを行う広域防災拠点の一つとして指定をされておりますし、救助のための体制強化をさらに進めるため、大型ヘリの発着が可能なヘリポートを西港に整備をしていただきました。さらに、航空運用体制の強化のための可搬式給油スタンドであるとか資機材の配備も本年3月には第3ふ頭のところに整備をいただきました。

実際の昨年の防災訓練で大型ヘリが飛来をして訓練されるのを待ちわびておりましたけれども、都合によりできなかったのが残念でございました。やはり訓練をやらないと、様々な課題であるとか今後の取組に対する部分がはっきりしてこないと思いますので、ぜひ訓練の実施を今後お願いしておきたいというふうに思っておりますし、舞鶴市には23航空隊であるとか海上自衛隊、また海上保安庁の八管本部等がありますので、国の機関とのさらなる連携強化をお願いしておきたいと思っております。

災害時の被災者支援に関しましても、トイレであるとかキッチン、ベッドなどの配備もいただいておりますので、今後、温かい食事等の提供が可能になり、今後の取組が期待できるものと感じております。

健康福祉部の所管事項についてですけれども、地域包括ケアシステムの現状と今後の展開について、京都府の地域包括・在宅介護支援センター協議会や宇治市福祉サービス公社からの参考人を迎えて、医療・介護・福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進に向けた取組も学ばせていただきました。今後は、各委員から出されました意見などにも御留意いただき、府政の推進に御尽力をいただきますよう、お願いしておきます。

最後に地域医療についてでございますけれども、今、様々な形で地域医療構想のまとめと申しますか、推進をお世話になっております。とりわけ中丹地域の地域医療構想会議で議論をいただいておりますが、病院再編等につきましても、重点支援区域の申請であるとか、そういったものも申請いただいておりますけれども、住み慣れた地域で医療・介護などの福祉施策の推進にお力添えを賜りますよう、お願いしておきます。

危機管理部、健康福祉部の職員の皆様におかれましては、府民の安心・安全、そして暮らしを守り、私たちの健康を守るために御尽力をいただいております。また今後もさらなる取組の強化をお願いしておきたいと思っております。

この1年間、皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

### ○上倉淑敬副委員長

家元委員長、磯野副委員長をはじめ、委員の皆様、また、理事者の皆様をはじめ、事務局の皆様にも1年間お世話になり、ありがとうございました。本年は副委員長を務めさせていただきましたことから、委員の皆様への御発言、御見解や理事者の皆様への御発言を拝聴させていただいてまいりましたが、委員会の所管する分野の重要性を改めて認識することができました。



危機管理は何か起こる前から備え続けておかないといけない大変な分野であります。昨年の代表質問でも関連して質問させていただきましたけれども、原発と隣接する地域でありますP A ZやU P Zが京都府には多くあり、たくさんの方々が暮らしておられます。また、過去には台風などによる自然災害も多く発生いたしております。これらに対応するためにも常設の危機管理センターも設置いただきましたが、やはり大切なのは経験を積み重ねた人的な資源であると思っております。職員の皆様におかれましては、人事異動等がありますが、多くの方々に危機管理の分野を経験していただき、府庁の皆様が一丸となって府民の皆様の安心・安全に御尽力いただきますことを今後も期待しております。

また、健康福祉の分野は幅広いですが、自殺対策推進計画の策定がありました。背景は様々となりますが、多くの方々が自殺を選ばれる現実があり、悲しい出来事をなくしていくために大切な計画だと思っております。

つい先日、日曜日ですけれども、しばらく会っていなかったのですが、懇意にしていた先輩が一月ほど前に自死を選ばれたことを伺いました。私から見れば自殺をされるような印象はありませんでしたので非常に驚きましたが、そこに至る背景は幾つか伺いました。しかしながら、その背景を、出来事を、原因をなくしていくことは簡単ではないということも感じました。

職員の皆様にも自殺が身近に起こり得ることとして自殺対策推進計画を着実に推進し、悲しい出来事を減らしていくことに御尽力いただきますことをお願い申し上げ、まとめとさせていただきます。

1年間、どうもありがとうございました。

## ○磯野勝副委員長

昨年5月に副委員長を拝命いたしまして、この1年間、家元委員長、上倉副委員長をはじめ、委員の皆さん及び事務局の皆様には、委員会審査や管内調査、閉会中の常任委員会の開催など、円滑な運営に格段の御協力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、災害時の管理体制、そして福祉の向上をはじめとした各般行政に多大な御尽力をいただいたこと、改めて心から感謝を申し上げます。



本委員会では、危機管理部、そして健康福祉部の所管事項を担当し、防災、消防から医療、福祉、子育て支援まで、府民の命と暮らしを支える幅広い分野において審議を行ってまいりました。定例会での議案審査に加え、閉会中におきましても、重要課題ごとにテーマを設定して参考人から専門的知見を聴取するとともに、現地調査や先進地視察を通じて実効性のある政策検討を進めてまいりました。

私は特に3つの重要課題について、今回、所感を主に述べさせていただきたいと思っております。

まず第1に、医療的ケアを必要とする方とその家族への支援であります。地域で安心して生活できる体制の構築に向け、相談・支援の充実や関係機関の連携、そして災害時の対応、人材育成、これらの必要性などについて議論を進めて、また深めてまいりました。特に、孤立防止や家庭環境の整備といった課題への対応の重要性が委員会の中で皆さん共有できたと私は思っております。

第2に、消防団の充実強化であります。災害の激甚化・頻発化を踏まえ、地域防災力の中核であります消防団の体制強化について、団員の確保や報酬の在り方、機能別団員の活用など、持続可能な仕組みづくりの必要性を改めて認識させていただきました。

第3に、地域包括ケアシステムの現状と今後の展望です。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための体制の整備に向け、身寄りのない高齢者への支援、ケアマネジャーの負担軽減、現場の生産性向上など、現実的な課題への対応について学ばせていただきました。

さらに、管外調査では、佐賀県の防災航空体制や医療的ケア児支援、福岡県の障害者就労支援モデル、福岡市の防災アプリなど、先進的な取組を調査し、京都府の施策への活用に向けた知見を得ることができました。また、管内調査では、舞鶴港における孤立対策や航空支援体制、綾部市の児童発達支援施設「あいむ」の取組を視察し、現場の課題と成果を直接確認することができました。

これらの議論や調査を踏まえまして、本委員会として、理事者の皆様には、府民の安心・安全の確保に向け、現場の実情に即した施策のさらなる充実と創意工夫に努めていただきますよう、お願いしたいと思います。

結びに当たりまして、委員長、第2副委員長、そして委員の皆さん、理事者の皆様には本当にたくさんのご意見を学ばせていただきましたことに深く感謝を申し上げ、まとめとさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

### ○家元優委員長

磯野・上倉両副委員長をはじめ、各委員の皆様には、当委員会所管事項に関する慎重審議、また諸課題に対する熱心な意見交換、そして管内・管外での熱心な調査研究と、当委員会の活発な活動とスムーズな運営に全面的な御支援と御協力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

また、理事者の皆様におかれましては、所管事項の詳しく分かりやすい説明と、各委員からの質問、また御意見等に対しまして丁寧にお答えをいただき、また対応もいただきましたこと、改めて心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そして、事務局の皆様には、委員会開催の諸準備、また管外・管内調査の下調べ等々、委員会のスムーズな運営に準備万端整えていただきまして活発な委員会活動ができましたこと、心から感謝を申し上げます。

皆様のおかげによりまして、この1年間、委員長という職を大過なく全うできましたこと、改めて感謝を申し上げます。お世話になりました全ての皆様に心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、私からも1年のまとめをさせていただきたいというふうに思います。

危機管理、健康福祉という安心・安全、また、健康と直接府民生活に密着をした大変幅広い関係業務の中で、定例会中の委員会では、議案の審査をはじめ、所管事項について熱心な集中的な審議を行い、閉会中においては、府政の重要課題について参考人を招いての調査研究、府内外への調査を実施してまいりました。

危機管理分野では、佐賀県防災航空センター、また福岡市民防災センターを訪問しまして、救助、防災航空隊による消防・防災活動や、防災アプリを活用した市民防災意識の向上、避難所の環境改善の取組など、これらの説明を受けまして活発な意見交換を行い、また在宅時に大地震が発生した際の状況もVR体験もさせていただいたところでもあります。

また、管内調査でも、舞鶴市の舞鶴21ビルで災害時の孤立対策について説明を受け、これも各委員から災害対応に対する様々な質問・意見等が出まして、活発な意見交換ができたところでもあります。自然災害が頻発化・激甚化、また広域化する中で、あらゆる状況を想定しながら取り組んでいかねばならないということを再認識いたしましたし、昨今大変心配をしております大規模な林野火災、またクマ対策等も危機管理として重要項目であるというふうに考えておりまして、関係部局と連携した対応を望



むものであります。

健康福祉関係では、佐賀県医療的ケア児支援センター、福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園を訪問いたしました。それぞれの活動状況について調査をいたしましたが、支援法施行以前から取り組まれている県独自の医療的ケア児在宅生活ホットライン、またその支援状況や課題について説明を受けて意見交換も行いました。あけぼの園では、全国で唯一、複数の障害者施設が共同作業を行う福岡モデルについて説明を受けまして、国立国会図書館の蔵書のデジタル化に関する作業の様子も見せていただいたところでもあります。

また、管内調査においても、綾部市のこども発達支援施設「あいむ」を訪問しまして、その先進的な児童発達支援事業についての説明を受け、意見交換を行いました。旧幼稚園舎を改修したこの施設については府内産木材がふんだんに使用されておりまして、子どもたちの発達支援にふさわしい、温かみを感じる施設、ここで生活することの環境の大切さということも実感したところでもあります。

理事者の皆様におかれましては、本委員会での活動について各委員から出された意見や要望につきまして今後の府政運営に検討・反映いただきますようお願いをしたいと思いますというふうに思っております。

委員並びに理事者の皆様におかれましては、お体に十分御留意をいただきまして、ますます御活躍いただきますことを心から祈念をいたしまして、委員長としてのまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。